

○国立大学法人上越教育大学科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金経理事務取扱要項

(平成17年3月18日学長裁定)

最終改正 平成26年3月28日

(趣旨)

- 1 この要項は、国立大学法人上越教育大学科学研究費補助金等経理事務取扱細則（平成16年細則第15号。以下「細則」という。）第7条の規定に基づき、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）の経理事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(他の規程等の準用)

- 2 科研費に係る旅費及び謝金の経理は、国立大学法人上越教育大学旅費規程（平成16年規程第52号）及び国立大学法人上越教育大学諸謝金基準単価表（平成16年事務局長裁定）その他これらに基づく定めに準ずるものとする。

- 3 研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）が他の研究機関等から国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）へ異動した場合に、当該研究代表者等が既に科研費により取得している設備・備品又は図書（以下「設備等」という。）を本法人へ寄附するときの受入手続は、次の各号に掲げる定めに準ずるものとする。

(1) 設備・備品 国立大学法人上越教育大学物品等寄附受入手続細則（平成16年細則第41号）による。

(2) 図書 上越教育大学図書寄附受入手続要項（平成16年事務局長裁定）による。

(設備等の返還)

- 4 研究代表者等が科研費の直接経費により購入し、細則第5条第1項の規定により本法人へ寄附した設備等について、当該研究代表者等が他の研究機関に所属することとなる場合において、当該設備等の返還要求があったときは国立大学法人上越教育大学会計規則（平成16年規則第16号）第6条第4号に定める物品等管理役に別記様式の設備等返還請求書により請求をすることができる。

- 5 物品等管理役は、前項の返還請求があったときは、学長の承認を得て、当該設備等を当該研究代表者等へ返還しなければならない。

- 6 前項に係る諸費用は、研究代表者等の負担とする。

(間接経費の返還額)

- 7 研究代表者等が、国立大学法人上越教育大学政府補助金間接経費事務取扱細則（平成16年細則第13号）第6条第1項の規定に該当する場合は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究代表者等へ返還するものとする。

(研究支援者の給与支給の取扱い)

- 8 上越教育大学科学研究費助成事業研究支援者取扱要項（平成16年学長裁定）第9項に規定する研究支援者の給与は、当該研究代表者等の直接経費から当該研究支援者へ直接払い出しをするものとする。

(その他)

9 この要項の定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成17年3月18日から施行する。

附 則（平成26年3月28日）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第4項関係）

年 月 日

物品等管理役 殿

研究代表者（研究分担者）

所属部局

職 名

氏 名

設備等返還請求書

国立大学法人上越教育大学科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金経理事務取扱要項第4項の規定に基づき、下記のとおり設備等の返還を請求します。

記

1 研究種目

2 課題番号

3 研究課題名

4 返還請求施設等名

管理番号	品 名	規 格 等	数 量	備 考

5 異動先

6 返還請求の理由及びその発生年月日

（注）研究代表者（研究分担者）氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。